

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
  - ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………一
  - 都道の区域変更(三件)……………二
  - ……………(建設局道路管理部長課)……………二
  - 都道の供用開始……………(同)……………六
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
  - ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………七
  - 市街地再開発組合の理事長の就任……………八
  - ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………八
  - 開発行為に関する工事完了(二件)……………九
  - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九
  - 当せん金付証券の発売委託……………九
  - ……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………九

### 告示

#### ●東京都告示第百二十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南池袋二丁目A地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう

平成二十八年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 組合の名称

南池袋二丁目A地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十二年八月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目三十六番十号

平成二十二年一月二十六日

#### 五 変更の内容

事業施行期間を平成二十八年九月三十日まで延長する。

#### 六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年二月二日

#### ●東京都告示第百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

平成二十八年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

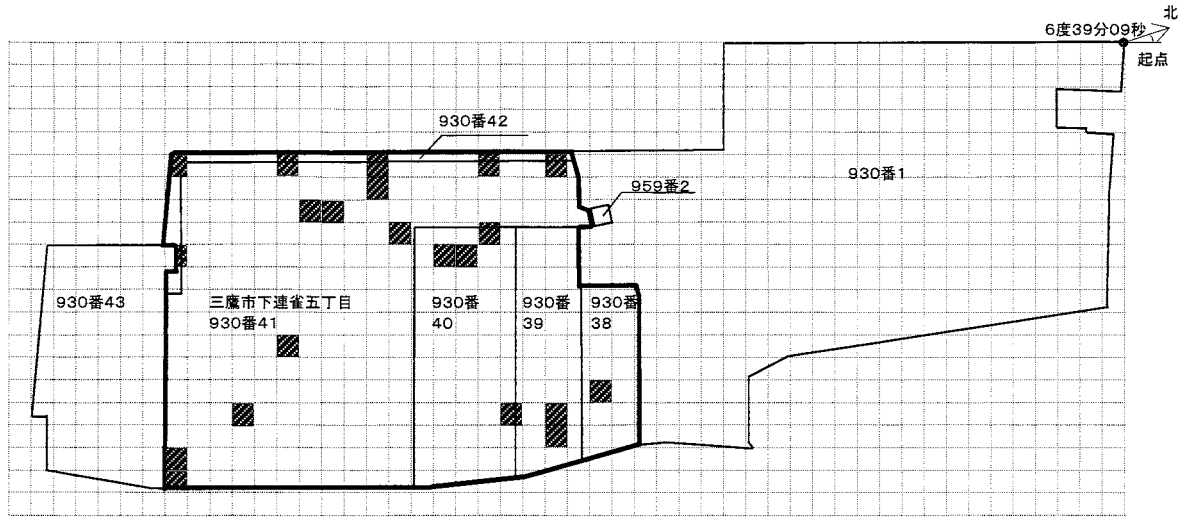
一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市下連雀五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



■凡例

- ..... : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 指定を解除する区域

■格子の回転角度 (6度39分09秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■起点

起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

●東京都告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

東京都知事 外 添 要 一

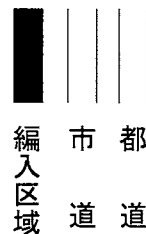
一 路線名 立川青梅

二 変更の区間 青梅市東青梅一丁目七番九地内から同市勝沼二丁目六十番一地内まで

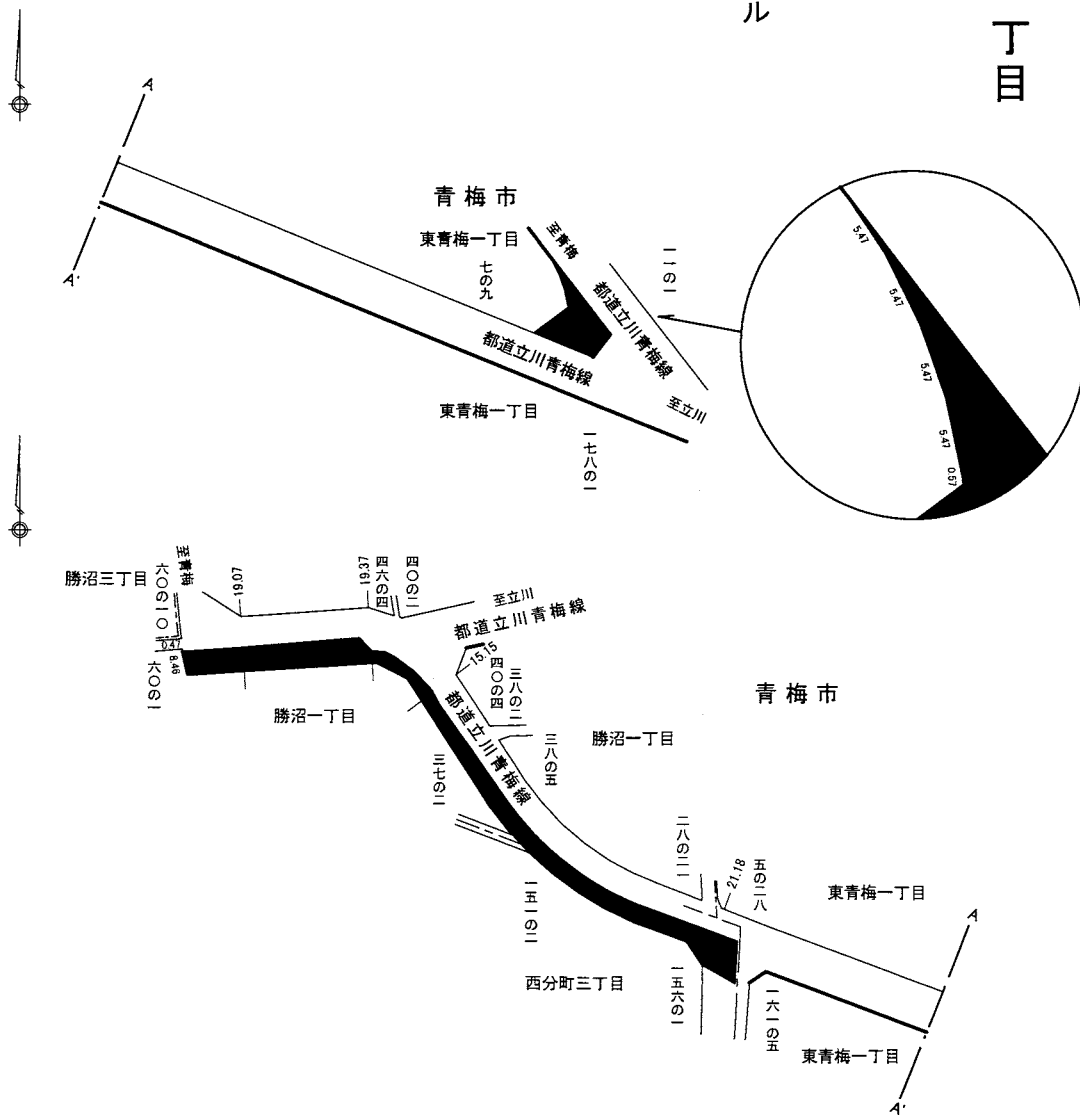
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道立川青梅線区域変更略図  
青梅市東青梅一丁目、勝沼一丁目



編入区域  
延長 二八・二二八メートル  
面積 一、九五六・二二平方メートル



別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

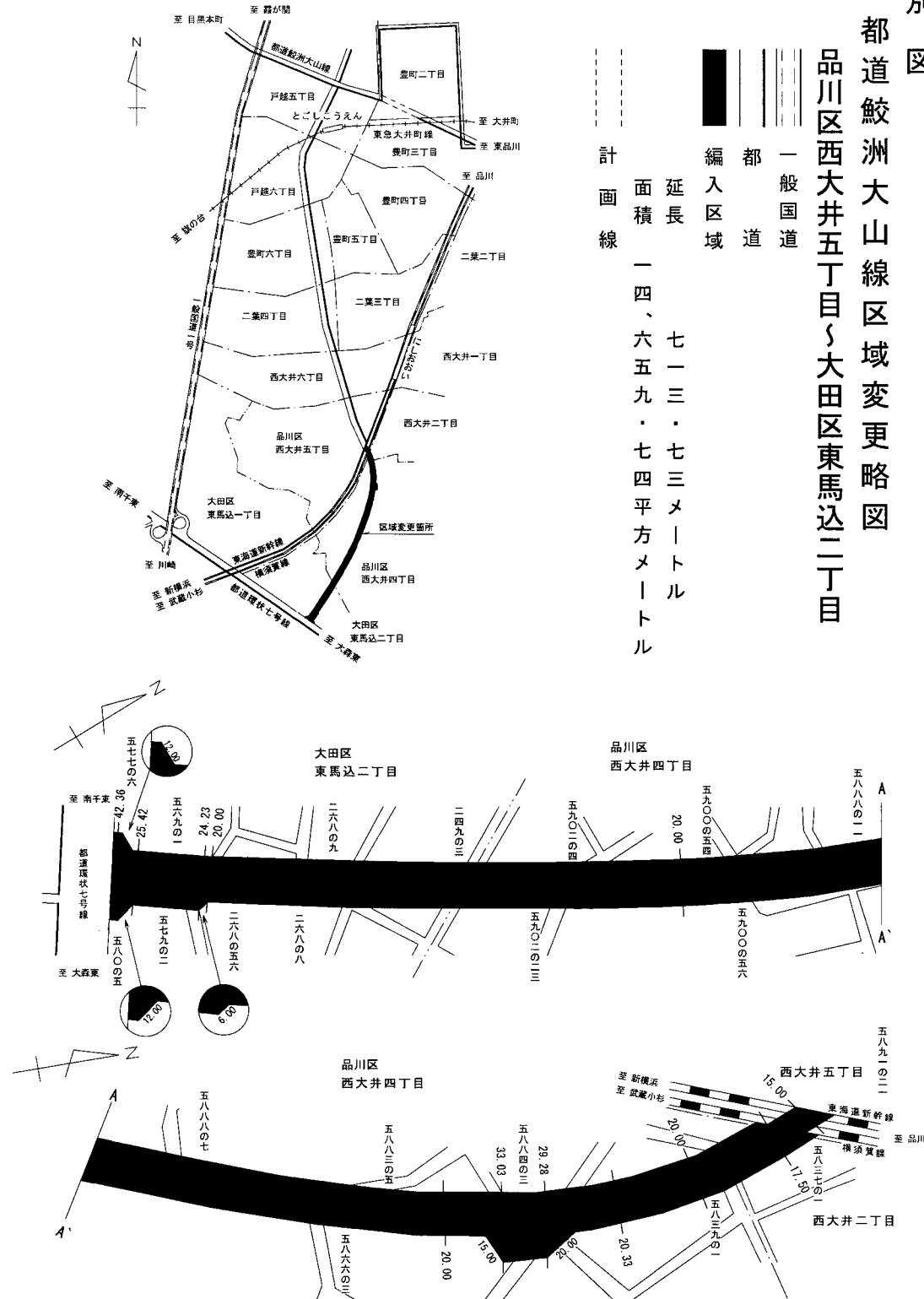
品川区西大井五丁目～大田区東馬込二丁目

●東京都告示第百二十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年二月二日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年二月二日  
 東京都知事 舩添 要 一  
 一 路線名 鮫洲大山  
 二 変更の区間 品川区西大井五丁目五千八百九十一番二

三 変更の概要  
 十一地内から大田区東馬込二丁目五百七十七番六地内まで  
 別図表示のとおり

編入区域  
 都道  
 一般国道  
 延長 七一三・七三メートル  
 面積 一四、六五九・七四平方メートル  
 計画線



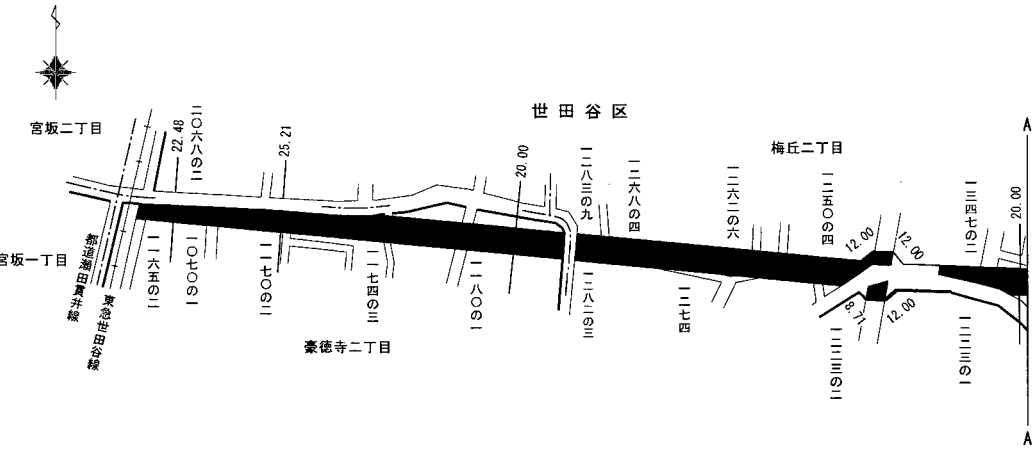
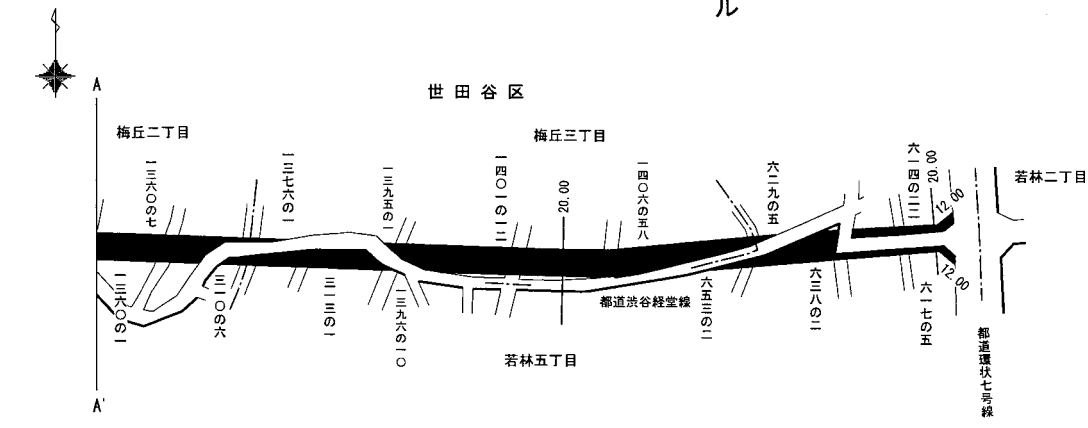
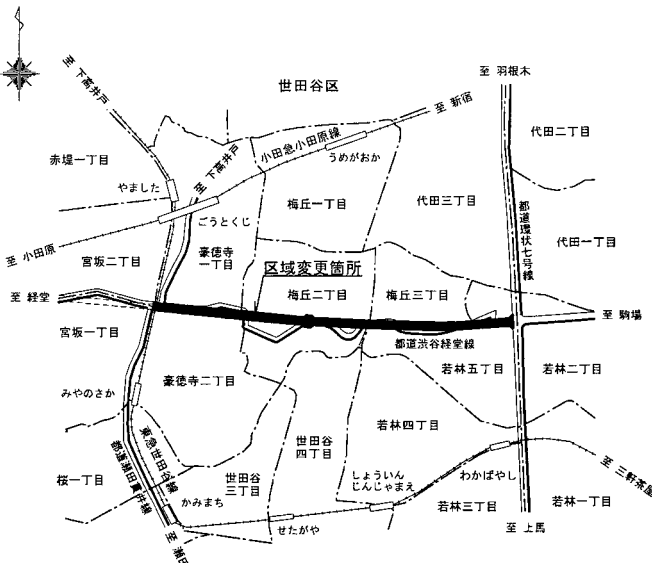
別図

都道渋谷経堂線区域変更略図

世田谷区若林五丁目～豪徳寺二丁目

- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一、三一八・二二メートル  
面積 二二、九二五・一一平方メートル



●東京都告示第百二十五号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月二日から起算して二

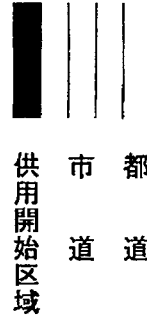
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年二月二日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 渋谷経堂  
二 変更の区間 世田谷区若林五丁目六百十四番二十二地

三 変更の概要  
内から同区豪徳寺二丁目千六百六十五番二  
地内まで  
別図表示のとおり

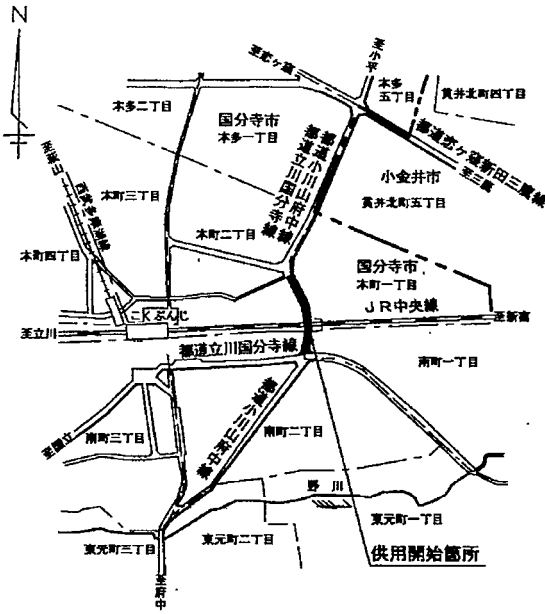
別図

都道小川山府中線供用開始略図

国分寺市本町二丁目～南町一丁目

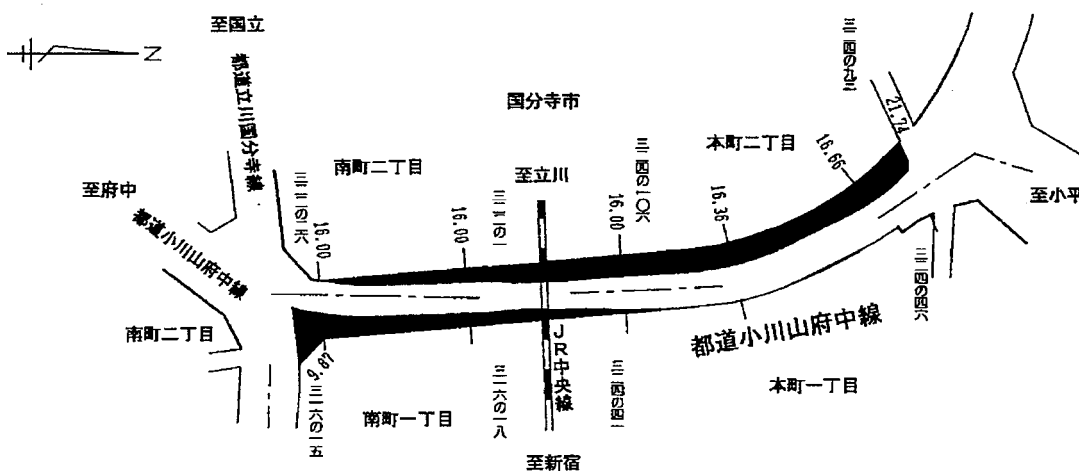


延長 一七九・二九メートル  
 面積 一、三〇三・五〇平方メートル



●東京都告示第百二十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十八年二月二日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年二月二日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 路線名 小川山府中  
 二 供用開始の区間 国分寺市本町二丁目三百二十四番九



三 供用開始の概要 十三地先から同市南町一丁目三百十六番十五地先まで  
 別図表示のとおり  
 四 供用開始の期日 平成二十八年二月二日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ウーマン・キャリア・デザイン
- 三 代表者の氏名  
中山 匡
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区九段南一丁目五番六号 りそな九段ビル
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、出産・育児・看護・介護などの理由により、通常の勤務が難しい女性に対して、在宅勤務を中心とした就労の機会を創出する支援および職業紹介に関する事業を行い、少子化で労働人口が減少する中、女性の就労機会の創出により、低迷する経済の活性化に寄与す

ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人新生活普及協会
- 三 代表者の氏名  
高橋 正昭
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、健康の維持増進に役立つ情報を広く国民に対して普及するため、専門的アドバイスのできる人材の教育、育成及び資質の向上を図り、社会福祉の増進や社会教育の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ライフサポート
- 三 代表者の氏名  
佐々木 正一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都北区田端新町一丁目六番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民及び在留外国人に対して、高齢化の進む社会の中でシニア層の自立・互助をサポートし、地域社会における外国人との交流を通しての相互理解を深める、及び少子化社会における児童の健全な育成に関する事業を行う。又各ボランティア団体との連携を促進して活動の活性化を図る。これにより社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みなと子ども食堂</p> <p>三 代表者の氏名 佐々木 (宮口) 高枝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田一丁目十一番二十一〜七〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、生活に困窮する家庭の子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際文化交流会</p> <p>三 代表者の氏名 FONSECA NUNEZ ALBERTO RA IMUNDO (フォンセカ ヌニエス アルベルト ラ イムンド)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田三丁目二番一〜五〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、地域や教育機関などでのセミナーや講演会の開催による学術並びに</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シンビオシス</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 昌宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷一丁目十番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者の就労体験及び市民との共生を目的とした事業を行うことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ギフトッド・オアシス・ラボ</p> <p>三 代表者の氏名</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻二丁目三十四番三号 シャンテ上荻二〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、軽度発達障害者及びその関係者に対しセミナー、交流促進、カウンセリングや研究活動等を通じた支援を行い、誰もが生きがいを感じる社会の実現に寄与する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟</p> <p>三 代表者の氏名 天野 直洋</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区光が丘二丁目七番三〜二一五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、知的障がい者サッカーの普及や競技力強化に関する事業を行い、サッカーの魅力を通して、知的障がい児・者を含む多くの人々のコミュニケーションを促進させると共に、知的障がい児・者にとっての真の社会参加が出来る社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>市街地再開発組合の理事長の就任について</p>	



都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八  
条第一項の規定により虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合  
から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったの  
で、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年二月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 氏名

佐藤 茂

二 住所

港区虎ノ門一丁目八番七号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十八年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

稲城市大字東長沼字八号二千  
四百十四番から二千四百十六  
番まで、二千四百十九番及び  
二千四百三十二番から二千四  
百三十四番までの各一部、二  
千四百三十五番から二千四百  
三十八番まで並びに二千四百  
三十九番、二千四百四十三番  
から二千四百四十六番まで及  
び二千四百四十七番イの各一  
部、同番口、同番ロ地先、二  
千四百四十八番の一部、同番

野村不動産株式会社  
代表取締役 宮嶋 誠一

地先、二千四百四十九番の一  
部、二千四百五十番から二千  
四百五十七番まで、同番地先、  
二千四百五十八番並びに二千  
四百五十九番及び二千四百六  
十六番の各一部、二千四百六  
十七番から二千四百六十九番  
まで並びに二千四百七十番か  
ら二千四百七十二番まで及び  
二千四百七十五番一から同番  
三までの各一部

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二  
第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関す  
る工事は、完了した。

平成二十八年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 協議が成立した者  
の住所及び氏名

三鷹市牟礼六丁目二千二十番  
三十四、同番三十五の一部、  
同番三十六、同番三十八の一  
部及び同番四十六  
新宿区西新宿六丁目五番一  
号（東日本賃貸住宅本部）  
独立行政法人都市再生機構  
代理人 岡 雄一

雑 報

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。  
 平成二十八年二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百九十四回全国自治宝くじ

五百十億円 一億七千万枚

(三十億円を一単位(一ユニット)として十七単位(十七ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

平成二十八年五月十一日から同年六月三日まで  
 発売額三十億円に対して十四億九千九百九十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億五百五十四万一千七百七十二円

発売額三十億円に対して一億一千九百十万円  
 平成二十八年二月十六日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

係通達による。

第六百九十五回全国自治宝くじ  
 二百四十億円 八千万枚

(三十億円を一単位(一ユニット)として八単位(八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

平成二十八年五月十一日から同年六月三日まで  
 発売額三十億円に対して十五億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億五百三十一万八千八百円

八 その他発売経費  
 九 受託申請期限  
 十 その他  
 発売額三十億円に対して一億一千九百十万円  
 平成二十八年二月十六日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証券金額	四 発売期間	五 当せん金の額	六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限	十 その他
------	------------	--------	--------	----------	-------------	--------------------	-----------	----------	-------

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

